

1. 入院基本料等に関する事項

※当病院は、健康保険法の規定に基づく基準を実施している保険医療機関です。

1) 当病院は、

a) 第1病棟(44床):療養病棟入院基本料1を算定しており、1日に平均14人以上の看護要員(看護職員、看護補助者)が勤務しております。

・日勤帯(8:30~17:00)

看護要員(看護職員5名、看護補助者5名)1人当たりの受持ち患者数は看護職員9人以下、看護補助者9人以下です。

・準夜勤帯(16:30~1:00)

看護要員(看護職員1名、看護補助者1名)1人当たりの受持ち患者数は看護職員44人以下、看護補助者44人以下です。

・深夜勤帯(0:30~9:00)

看護要員(看護職員1名、看護補助者1名)1人当たりの受持ち患者数は看護職員44人以下、看護補助者44人以下です。

b) 第2病棟(44床):療養病棟入院基本料1を算定しており、1日に平均14人以上の看護要員(看護職員、看護補助者)が勤務しております。

・日勤帯(8:30~17:00)

看護要員(看護職員5名、看護補助者5名)1人当たりの受持ち患者数は看護職員9人以下、看護補助者9人以下です。

・準夜勤帯(16:30~0:30)

看護要員(看護職員1名、看護補助者1名)1人当たりの受持ち患者数は看護職員44人以下、看護補助者44人以下です。

・深夜勤帯(0:30~9:00)

看護要員(看護職員1名、看護補助者1名)1人当たりの受持ち患者数は看護職員44人以下、看護補助者44人以下です。

2) 当院においては、患者の負担による付き添い看護は認められていません。
(術後等の短期間の家族の付き添いについても管理者の許可が必要です。)

2. 入院時食事に関する事項

入院時食事療養/生活療養(I)、栄養管理実施加算の届出を受理されています。

・当病院は、管理栄養士によって管理された適時(夕食については、午後6時以降)適温で提供しております。

・栄養管理計画に基づき入院患者ごとの栄養管理を行うとともに、栄養状態の評価を定期的に行っております。

3. 寝具に関する事項

・敷布・掛布団等の寝具は、週1回(火曜日または金曜日)に交換しています。
なお、敷布・掛布等は、汚れた場合は曜日に関係なく交換します。

4. 療養病棟、療養環境加算1に関する事項

長期療養を行うにつき十分な構造設備(病室面積は患者1人につき6.4㎡以上、食堂・談話室は、患者1人につき1㎡以上の広さを有する)と必要な機能訓練室(40㎡以上の面積)と必要な器具(訓練マット、姿勢矯正用鏡、車椅子等)を有し、かつ、十分な医師及び看護職員が配置されております。

なお、衛生材料等の治療(看護)行為およびそれに密着した「サービス」や「物」について、費用及び徴収や「お世話料」「施設管理料」「雑費」等の曖昧な名目での費用徴収は一切認められておりません。